



育児のための夜勤の免除が 出来ることをご存知ですか？



子供の夜泣きが心配。夜は、なるべくそばにいてあげたい。何かいい方法はないかなあ・・・。



そんな方は・・・↓↓↓



小学校就学前までの児童がいる従業員が夜勤の免除を申し出た場合には、就業規則の規程に関わらず、事業主は深夜業をさせてはならない。という

法律があるよ。“深夜”とは午後10時から午前5時までの間の

ことだよ。ポイントとしては、**従業員からの申し出が必要**ってところかな。ただし、仕事の正常な運営に支障がある場合はとる事が出来ないから、上司や同僚など周りの理解やフォローも必要だね。

勤続1年未満・1週間の所定労働日数が2日以下の職員〔他の該当内容については規則を参照〕は、申し出をすることができません。期間は1回につき1ヶ月以上6ヶ月以内。制限開始予定日の1か月前までに「育児・介護のための深夜業制限申出書」へ記載し、上司を経て施設長に提出しなければなりません。

※詳細は「済生会今治病院育児・介護休業等に関する規則」**第8章**をご覧ください

